

国立大学法人岡山大学管理学則（案）

〔平成 16 年 4 月 1 日
岡 大 学 則 第 1 号〕

改正 平成 17 年 3 月 24 日学則第 1 号
平成 18 年 1 月 26 日学則第 1 号
平成 18 年 3 月 30 日学則第 4 号
平成 19 年 2 月 1 日学則第 1 号
平成 19 年 3 月 30 日学則第 3 号
平成 20 年 1 月 31 日学則第 1 号
平成 20 年 3 月 27 日学則第 4 号
平成 21 年 1 月 28 日学則第 1 号
平成 21 年 3 月 27 日学則第 4 号
平成 22 年 1 月 28 日学則第 1 号
平成 22 年 3 月 31 日学則第 3 号
平成 22 年 7 月 22 日学則第 5 号
平成 23 年 1 月 27 日学則第 1 号
平成 23 年 4 月 26 日学則第 2 号
平成 23 年 9 月 27 日学則第 3 号
平成 24 年 1 月 24 日学則第 1 号
平成 24 年 3 月 22 日学則第 3 号
平成 24 年 1 月 28 日学則第 4 号
平成 25 年 3 月 27 日学則第 3 号
平成 25 年 9 月 30 日学則第 4 号
平成 25 年 1 月 28 日学則第 5 号
平成 26 年 1 月 28 日学則第 1 号
平成 26 年 3 月 27 日学則第 4 号
平成 26 年 6 月 19 日学則第 6 号
平成 26 年 9 月 30 日学則第 8 号
平成 26 年 1 月 27 日学則第 9 号
平成 27 年 2 月 24 日学則第 1 号
平成 28 年 2 月 23 日学則第 3 号
平成 29 年 2 月 28 日学則第 2 号
平成 29 年 1 月 28 日学則第 5 号
平成 30 年 3 月 27 日学則第 1 号
平成 30 年 9 月 27 日学則第 5 号
平成 31 年 3 月 28 日学則第 1 号
平成 31 年 4 月 16 日学則第 4 号
令和元年 10 月 1 日学則第 5 号
令和 2 年 3 月 31 日学則第 2 号
令和 3 年 1 月 26 日学則第 1 号
令和 4 年 2 月 1 日学則第 1 号
令和 4 年 3 月 29 日学則第 3 号
令和 5 年 ● 月 ● 日学則第 ● 号

第 1 章 法人

第1節 総則

(法人の目的)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、岡山大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

(業務の範囲等)

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
 - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
 - 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
 - 七 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項第6号に掲げる業務及び同項第7号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第2節 役員及び職員組織等

(役員)

第3条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

- 2 学長は、法人の長であるとともに、第28条に定める学長となる。
- 3 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
 - 二 教育職員
 - 三 医療職員
 - 四 その他の職員
- 2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。
- 3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
- 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(法人監査室)

第5条 法人に、法人が定めた方針及び施策に沿って適切に業務が行われているか監査し、併せて監事との連携及び会計監査人との連絡調整を行うため、法人監査室を置く。

- 2 法人監査室に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

(役員会)

第6条 法人に、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第7条 法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第8条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第9条 法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第10条 本学は、広く知識を受け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第11条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、全学及び学部等ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

4 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第12条 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表する。

一 本学の教育研究上の目的に関すること。

二 教育研究上の基本組織に関すること。

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ。

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ。

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ。

八 授業料、入学料その他の本学が徴収する費用に関するこ。

九 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ。

2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第2節 大学の構成

(学部・学科・課程等)

第13条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

学 部	学 科 ・ 課 程
文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科 創薬科学科
工学部	工学科
農学部	総合農業科学科

2 学部又は学科に科目を置く。

(大学院)

第14条 本学に大学院を置く。

(専攻科)

第15条 本学に次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(別科)

第16条 本学に次の別科を置く。

養護教諭特別別科

(学術研究院)

第16条の2 本学に、教員組織として学術研究院を置く。

(研究所)

第17条 本学に次の研究所を置く。

資源植物科学研究所

惑星物質研究所

異分野基礎科学研究所

文明動態学研究所

2 研究所に共同研究コアを置く。

(附属病院)

第18条 本学に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の附属病院の名称は、岡山大学病院とする。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等)

第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。

理学部 臨海実験所、界面科学研究施設

農学部 山陽圏フィールド科学センター
社会文化科学研究科 国際連携推進センター
環境生命自然科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター
医歯薬学総合研究科 薬用植物園、医療教育センター
法務研究科 弁護士研修センター

2 本学に次の研究所附属の研究施設を置く。

資源植物科学研究所 大麦・野生植物資源研究センター

第20条 削除

(全学センター)

第21条 本学に、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行い又は教育若しくは研究のため共用する施設その他全学的業務を行う施設として、次の全学センターを置く。

評価センター

保健管理センター

環境管理センター

情報統括センター

グローバル人材育成院

地域総合研究センター

教師教育開発センター

中性子医療研究センター

自然生命科学研究支援センター

生殖補助医療技術教育研究センター

グリーンイノベーションセンター

AI・数理データサイエンスセンター

第22条 削除

(附属学校)

第23条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校

(附属図書館)

第24条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

第25条 削除

(規則)

第26条 第13条から第24条までに関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 機構

(機構)

第27条 本学に、本学の重要な目的を達成するための組織として、次に掲げる機構を置く。

教育推進機構

研究推進機構

安全衛生推進機構

2 教育推進機構は、入学者選抜・高大接続、共通教育・外国語教育等の全学にわたる教育、学生支援、学習・教授支援等を主な活動領域とし、本学における教育活動の向上と発展に資する、調査研究、実施推進、検証改善を行う。

3 研究推進機構は、本学の理念・研究目標を達成するため、研究及び産学官連携の推進を企画・立案、調整、実施し、また、研究不正の防止等研究コンプライアンスを図ることによって、本学における広範な領域の学術研究を推進し、重点的に研究拠点の形成を進め、

知的資産の形成を促進するとともに、知的財産を組織的に管理・活用・保護し、研究成果の社会還元を促進し、併せて本学の財政基盤の向上に資する。

- 4 安全衛生推進機構は、本学構成員等の安全と健康の確保を図り、安全衛生に関する本学の社会的責任を果たすため、関係する他の組織と連携を図り、所要の調査・研究を行い、安全衛生に関する本学の施策・方針を企画・立案するとともに、指導・助言を行う。
- 5 前4項に規定するほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織その他

(学長)

第28条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(総括副学長及び副学長)

第29条 本学に総括副学長及び副学長を置く。

- 2 総括副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 3 副学長は、学長の校務を助ける。

(学部長)

第30条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第31条 本学の各学部に副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、学部長の職務を助ける。

(学科長)

第32条 各学部の学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(研究所の所長)

第33条 本学の各研究所に所長を置く。

- 2 所長は、その研究所に関する事項を掌理する。

(副所長)

第34条 本学の各研究所に副所長を置くことができる。

- 2 副所長は、所長の職務を助ける。

(病院長)

第35条 岡山大学病院に病院長を置く。

- 2 病院長は、岡山大学病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第36条 岡山大学病院に副病院長を置くことができる。

- 2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等の長)

第37条 本学の学部及び研究科附属の教育施設及び研究施設並びに研究所附属の研究施設にそれぞれ長を置く。

- 2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長若しくは研究科長又は研究所長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(学術研究院長)

第37条の2 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

- 2 学術研究院長は、学術研究院に関する事項を掌理する。

(全学センターのセンター長)

第38条 全学センターにそれぞれセンター長を置く。

- 2 全学センターのセンター長は、その所掌する施設に関する事項を掌理する。
(全学センターの副センター長)
- 第39条 全学センターに副センター長を置くことができる。
- 2 全学センターの副センター長は、センター長の職務を助ける。
- 第40条 削除
- 第41条 削除
(附属学校園の長)
- 第42条 附属学校に校長（幼稚園にあっては園長）を置く。
- 2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び園に関する事項を処理する。
(附属図書館の館長及び分館長)
- 第43条 附属図書館に館長を置き、分館に分館長を置く。
- 2 館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。
- 3 分館長は、館長の命を受け、分館に関する事項を処理する。
(副館長)
- 第44条 附属図書館に副館長を置くことができる。
- 2 副館長は、館長の職務を助ける。
(機構長)
- 第45条 機構にそれぞれ機構長を置く。
- 2 機構長は、機構に関する事項を掌理する。
(副機構長)
- 第46条 機構に副機構長を置くことができる。
- 2 副機構長は、機構長の職務を助ける。
(事務組織)
- 第47条 本学に、事務組織を置く。
- 2 事務組織に、事務職員その他必要な職員を置く。
- 3 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。
(名誉教授)
- 第48条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。
- 2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

- ### 第5節 会議
- (部局連絡会)
- 第49条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局連絡会を置く。
- 2 部局連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。
(教授会等)
- 第50条 本学の各学部、大学院の各研究科、学術研究院の各学域、各研究所及び岡山大学病院にそれぞれ教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 教授会は、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 保健管理センター、環境管理センター、情報統括センター、グローバル人材育成院、地域総合研究センター、教師教育開発センター、中性子医療研究センター、自然生命科学研

究支援センター、生殖補助医療技術教育研究センター、グリーンイノベーションセンター、AI・数理データサイエンスセンター、教育推進機構、研究推進機構及び安全衛生推進機構に、教授会として運営委員会を置く。

5 教授会及び教授会としての運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (組織的研修等)

第51条 本学は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、全学及び学部等ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第7節 学生の定員等 (収容定員等)

第52条 学部、学科等別収容定員等は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院

第1節 大学院の目的等 (大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと目的としたものは、専門職大学院とする。
(自己評価等)

第54条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程、博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、大学院及び研究科ごとに自己評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

4 前項に定めるもののほか、専門職学位課程にあっては、当該専門職学位課程の設置の目的に照らし、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

5 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。
(教育研究活動等の状況等の公表)

第55条 大学院に係る教育研究活動等の状況等の公表については、第12条の規定を準用する。

第2節 大学院の構成 (研究科、専攻、課程及び講座等)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程

	教職実践専攻	専門職学位 課程
社会文化科学研究科	国際社会専攻, 日本・アジア文化専攻, 人間社会文化専攻, 法政理論専攻, 経済理論・政策専攻, 組織経営専攻	博士課程 (前期 2 年)
	社会文化学専攻	博士課程 (後期 3 年)
環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	環境生命自然科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	保健学専攻	博士課程 (後期 3 年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	医歯薬学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

- 2 社会文化科学研究科, 環境生命自然科学研究科, 保健学研究科, 医歯薬学総合研究科(医歯薬学専攻を除く。) 及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は, 前期 2 年の博士課程(以下「博士前期課程」という。) 及び後期 3 年の博士課程(以下「博士後期課程」という。) に区分し, 博士前期課程は, これを修士課程として取り扱う。
- 3 法務研究科の課程は, 第 60 条で定める法科大学院の課程とする。
- 4 教育学研究科の教職実践専攻の課程は, 第 60 条の 2 で定める教職大学院の課程とする。
- 5 研究科に講座又はこれに代わる組織を置き, その種類その他必要な事項は, 別に定める。
- 6 第 1 項から第 5 項までに定めるもののほか, 研究科に関し, 必要な事項は, 別に定める。(修士課程)

第 57 条 修士課程は, 広い視野に立って精深な学識を授け, 専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

(博士課程)

第 58 条 博士課程は, 専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第59条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

(法科大学院の課程)

第60条 前条の専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程は、当該課程に関し、法科大学院の課程とする。

(教職大学院の課程)

第60条の2 第59条の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程は、当該課程に関し、教職大学院の課程とする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第61条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学の教員とともに、本学教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

第3節 教員組織

(授業担当及び研究指導)

第62条 研究科の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、講師又は助教に担当又は分担させることができる。

(研究科長)

第63条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第64条 各研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 各研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

第4節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的研修等)

第66条 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るために、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 学生の定員等

(収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

第4章 雜則

(学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第13条及び第56条の規定にかかわらず、岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）及び岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により置かれた下表に掲げる岡山大学及び岡山大学大学院の学部及び学科並びに研究科及び専攻は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学部又は研究科		学科又は専攻
岡山大学	文学部	人間学科、行動科学科、歴史文化学科、言語文化学科
	教育学部	小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別教科（美術・工芸）教員養成課程
	法学部第二部	法学科
	経済学部第二部	経済学科
	薬学部	薬学科
	工学部	精密応用化学科
岡山大学大学院	文学研究科	人間学専攻、行動科学専攻、歴史文化学専攻、言語文化学専攻
	法学研究科	法務専攻、公共政策専攻、地域法政専攻
	経済学研究科	経済学専攻
	医学研究科	生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系
	歯学研究科	歯学専攻
	文化科学研究科	人間社会文化学専攻、産業社会文化学専攻
	自然科学研究科	物質科学専攻、生物資源科学専攻、システム科学専攻、知能開発科学専攻

- 3 前項の規定により存続する学部等における学生の教育に係る事項については、旧学則又は旧大学院学則の例によるものとする。
- 4 旧学則第20条の規定に定める第二部主事は、法学部第二部及び経済学部第二部が存続する間、それぞれ置くものとする。
- 5 別表第1の規定にかかわらず、平成24年度から令和9年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は、次の各号に掲げる表のとおりとする。

一 収容定員

学部	学科等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
文学部	人文学科	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	計	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	養護教諭養成課程	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
法学部	法学科 昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820
	夜間主コース	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	計	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
経済学部	経済学科 昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820
	夜間主コース	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	計	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980
理学部	数学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	89	98	98	98	98	98	98
	物理学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	148	156	156	156	156	156	156
	化学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130
	生物学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130
	地球科学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	103	106	106	106	106	106	106
		40	40	40	40	40	40	40	40	40	20						
	計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	610	620	620	620	620	620	620
医学部	医学科	662	682	702	712	715	715	712	709	706	703	700	685	673	661	649	637
	保健学科																
	看護学専攻	340	340	340	340	340	340	340	340	340	330	320	320	320	320	320	320
	放射線技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160
	検査技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160
歯学部	歯学科	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313
	計	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313
薬学部	薬学科	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
	創薬科学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	計	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
工学部	工学科										610	1,220	1,860	2,500	2,500	2,500	2,500
	機械システム系学科	320	480	640	640	640	640	640	640	640	480	320	160				
	電気通信系学科	200	300	400	400	400	400	400	400	400	300	200	100				
	情報系学科	120	180	240	240	240	240	240	240	240	180	120	60				
	化学生命系学科	280	420	560	560	560	560	560	560	420	280	140					
	機械工学科	160	80														

科	物質応用化学科	120	60												
	電気電子工学科	120	60												
	情報工学科	120	60												
	生物機能工学科	160	80												
	システム工学科	160	80												
	通信ネットワーク工学科	80	40												
		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30		
	計	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,050	2,200	2,350	2,500	2,500	2,500
環境理工学部	環境数理学科	80	80	80	80	80	80	80	80	60	40	20			
	環境デザイン工学科	200	200	200	200	200	200	200	200	150	100	50			
	環境管理工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40			
	環境物質工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40			
	計	600	600	600	600	600	600	600	600	450	300	150			
農学部	総合農業科学科	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480
	計	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480
		9,358	9,371	9,384	9,387	9,383	9,383	9,380	9,377	9,379	9,366	9,353	9,338	9,326	9,314
															9,290

二 入学定員

学 部	学 科 等	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年 度
文学部	人文学科	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	計	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
教育学部	学校教育教員養成課程	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	養護教諭養成課程	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
法学部	法学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
経済学部	経済学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245
理学部	数学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	物理学科	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	化学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	生物学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	地球科学科	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	計	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140

医学部	医学科	115	115	115	115	115	112	112	112	100	100	100	100	100
	保健学科 看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	放射線技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	275	275	275	275	275	272	272	272	260	260	260	260	260
歯学部	歯学科	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
薬学部	薬学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	創薬科学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
工学部	工学科								610	610	610	610	610	610
	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160						
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100						
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60						
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140						
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	610	610	610	610	610
環境理工学部	環境数理学科	20	20	20	20	20	20	20						
	環境デザイン工学科	50	50	50	50	50	50	50						
	環境管理工学科	40	40	40	40	40	40	40						
	環境物質工学科	40	40	40	40	40	40	40						
	計	150	150	150	150	150	150	150	150					
農学部	総合農業科学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合 計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,195	2,195	2,195	2,195	2,183	2,183	2,183	2,183

6 別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成31年度までの研究科専攻別(法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。)の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程	
		博土前期課程		博士後期課程	
		収容定員	収容定員	平成30年度	平成31年度
教育学研究科	教育科学専攻	37	74	—	—
	従前の専攻	6	—	—	—
		9	—	—	—
		47	—	—	—
	教育臨床心理学専攻	8	—	—	—
計		107	74	—	—
社会文化科学研究	国際社会専攻	14	28	—	—

科	日本・アジア文化専攻	12	24	—	—
	人間社会文化専攻	30	60	—	—
	法政理論専攻	15	30	—	—
	経済理論・政策専攻	6	12	—	—
	組織経営専攻	25	22	—	—
	社会文化学専攻	—	—	36	36
	従前の 専攻	社会文化基礎学専攻	27	—	—
		比較社会文化学専攻	40	—	—
		公共政策科学専攻	19	—	—
	計	188	176	36	36
自然科学研究科	数理物理科学専攻	76	76	26	22
	分子科学専攻	48	48	—	—
	生物科学専攻	44	44	—	—
	地球科学専攻	32	32	—	—
	機械システム工学専攻	196	196	—	—
	電子情報システム工学専攻	180	180	—	—
	応用化学専攻	100	100	19	17
	地球惑星物質科学専攻	—	—	20	20
	地球生命物質科学専攻	—	—	45	39
	学際基礎科学専攻	—	—	10	20
	産業創成工学専攻	—	—	60	57
	従前の 専攻	生命医用工学専攻	57	—	20
	計	733	676	200	185
保健学研究科	保健学専攻	52	52	30	30
	計	52	52	30	30
	環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻	60	60	—
医歯薬学総合研究科	生命環境学専攻	46	46	—	—
	資源循環学専攻	86	86	—	—
	生物資源科学専攻	50	50	—	—
	生物生産科学専攻	76	76	—	—
	環境科学専攻	—	—	66	66
	農生命科学専攻	—	—	60	60
	計	318	318	126	126
	医歯科学専攻	40	40	—	—
	薬科学専攻	77	74	29	28
	生体制御科学専攻	—	—	100	100
ヘルスシステム統合科学研究科	病態制御科学専攻	—	—	248	248
	機能再生・再建科学専攻	—	—	112	112
	社会環境生命科学専攻	—	—	52	52
	計	117	114	541	540
	ヘルスシステム統合科学専攻	80	160	16	32
	計	80	160	16	32
	合 計	1,595	1,570	949	949

- 7 別表第3の規定にかかわらず、平成29年度から平成30年度までの法務研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	法科大学院課程	
		収容定員	
		平成 29年度	平成 30年度
法務研究科	法務専攻	84	78
	計	84	78
合計		84	78

- 8 別表第4の規定にかかわらず、平成30年度の教育学研究科教職実践専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	
		平成30年度	
教育学研究科	教職実践専攻	65	
	計	65	
合計		65	

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、医歯学総合研究科の教授会は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、保健学研究科（修士課程）及び医歯学総合研究科は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の分子・生物科学専攻、薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻、数理電子科学専攻、基盤生産システム科学専攻、物質分子科学専攻、生体機能科学専攻、生命分子科学専攻、資源管理科学専攻、地球・環境システム科学専攻及びエネルギー転換科学専攻は、平成17年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第3項及び第4項の規定により存続する研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の第13条の規定にかかわらず、教育学部総合教育課程及び薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程又は学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科の教授会は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科は、平成18年3月

3 1日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 第2項及び前項の規定により存続する課程及び学科並びに研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第15条の規定にかかわらず、特殊教育特別専攻科は、平成19年3月31日に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する専攻科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、障害児教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻及び教育組織マネジメント専攻は、平成20年3月31日在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の地球物質科学専攻は、平成21年3月31日在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻（前期2年の博士課程）は、平成22年3月31日在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械工学科、物質応用化学科、電気電子工学科、情報工学科、生物機能工学科、システム工学科及び通信ネットワーク工学科は、平成23年3月31日在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科の教授会は、平成24年3月31日在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科は、平成24年3月31日在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の物質生命工学専攻、生物資源科学専攻、生物圏システム科学専攻、先端基礎科学専攻、機能分子化学専攻及びバイオサイエンス専攻並びに医歯薬学総合研究科の創薬生命科学専攻は、平成24年3月31日在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前2項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条及び第50条は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の博士前期課程及び博士

後期課程の化学生命工学専攻は、それぞれ、平成27年3月31日在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻並びに社会文化科学研究所の社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻及び公共政策科学専攻並びに自然科学研究科の生命医用工学専攻は、それぞれ、平成30年3月31日在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科は、それぞれ、令和5年3月31日在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科の3年次編入学は、令和4年度まで実施するものとする。

- 4 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、環境理工学部並びに環境数理学科、環境デザイン工学科、環境管理工学科及び環境物質工学科は、それぞれ、令和3年3月31日在学する学生が当該学部及び学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 第2項及び前項の規定により存続する学部及び学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する自然科学研究科博士前期課程の数理物理科学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、応用化学専攻、博士課程の地球惑星物質科学専攻、博士後期課程の数理物理科学専攻、地球生命物質科学専攻、学際基礎科学専攻、産業創成工学専攻及び応用化学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する環境生命科学研究科博士前期課程の社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程の環境科学専攻及び農生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する医歯薬学総合研究科博士課程の生態制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前3項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、なお従前の例によるものとする。

別表第1（第52条関係）

学部	学科等	収容定員	入学定員	編入学定員
文学部	人文学科 計	人 700 700	人 175 175	人
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程 計	1,000 120 1,120	250 30 280	
法学部	法学科 昼間コース 夜間主コース 計	820 80 900	205 20 225	
経済学部	経済学科 昼間コース 夜間主コース 計	820 160 980	205 40 245	
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科 計	98 156 130 130 106 620	20 35 30 30 25 140	9 8 5 5 3 30
医学部	医学科 保健学科 看護学専攻 放射線技術科学専攻 検査技術科学専攻 計	625 320 160 160 1,265	100 80 40 40 260	5 5 5 5
歯学部	歯学科 計	313 313	48 48	5 5
薬学部	薬学科 創薬科学科 計	240 160 400	40 40 80	
工学部	工学科 計	2,500 2,500	610 610	30 30
農学部	総合農業科学科 計	480 480	120 120	
合 計		9,278	2,183	70

備考 1 理学部及び工学部の編入学定員は、第3年次編入学定員である。

2 医学部医学科及び歯学部の編入学定員は、第2年次編入学定員である。

別表第2（第67条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程	
		博士前期課程	入学定員	博士後期課程	入学定員
教育学研究科	教育科学専攻 計	人 74 74	人 37 37	人 — —	人 — —
社会文化科学研究所	国際社会専攻 日本・アジア文化専攻 人間社会文化専攻 法政理論専攻 経済理論・政策専攻 組織経営専攻 社会文化学専攻 計	28 24 60 30 12 22 — 176	14 12 30 15 6 11 — 88	— — — — — — 36 36	— — — — — — 12 12
環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻 計	1,002 1,002	501 501	288 288	96 96
保健学研究科	保健学専攻 計	52 52	26 26	30 30	10 10
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻 薬科学専攻 医歯薬学専攻 計	40 74 — 114	20 37 — 57	— 27 512 539	— 9 128 137
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻 計	160 160	80 80	48 48	16 16
合 計		1,578	789	941	271

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻 計	人 72 72	人 24 24
合 計		72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人 90 90	人 45 45
合 計		90	45

- 1 記号番号 岡大規則第〇〇号
 2 制定年月日 令和〇年〇月〇日
 3 制定者 岡山大学長 檜野 博史
 4 改正理由 ①大学院医歯薬学総合研究科医歯薬学専攻（博士課程）の改組に伴う所要事項の整備のため。
 ②大学院環境生命自然科学研究科環境生命自然科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）の改組に伴う所要事項の整備のため。
 ③その他規定の整備のため。

国立大学法人岡山大学管理学則の一部改正新旧対照表（案）

改 正	現 行																
第1条～第18条 (略) (学部及び研究科附属の教育研究施設等) 第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。 理学部 臨海実験所, 界面科学研究施設 農学部 山陽圏フィールド科学センター 社会文化科学研究科 国際連携推進センター 環境生命 <u>自然</u> 科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター 医歯薬学総合研究科 薬用植物園, 医療教育センター 法務研究科 弁護士研修センター 2 (略)	第1条～第18条 (略) (学部及び研究科附属の教育研究施設等) 第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。 理学部 臨海実験所, 界面科学研究施設 農学部 山陽圏フィールド科学センター 社会文化科学研究科 国際連携推進センター 環境生命 <u>自然</u> 科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター 医歯薬学総合研究科 薬用植物園, 医療教育センター 法務研究科 弁護士研修センター 2 (略)																
第20条～第55条 (略) (研究科, 専攻, 課程及び講座等) 第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。	第20条～第55条 (略) (研究科, 専攻, 課程及び講座等) 第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>課程の別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育学研究科</td><td>教育科学専攻</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>教職実践専攻</td><td>専門職学位課程</td></tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	教育学研究科	教育科学専攻	修士課程	教職実践専攻	専門職学位課程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>課程の別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育学研究科</td><td>教育科学専攻</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>教職実践専攻</td><td>専門職学位課程</td></tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	教育学研究科	教育科学専攻	修士課程	教職実践専攻	専門職学位課程
研究科名	専攻名	課程の別															
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程															
	教職実践専攻	専門職学位課程															
研究科名	専攻名	課程の別															
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程															
	教職実践専攻	専門職学位課程															

社会文化科学 研究科	国際社会専攻, 日本・アジア文化専攻, 人間社会 文化専攻, 法政理論専攻, 経済理論・政策専攻, 組織経営専攻	博士課程 (前期 2 年)	社会文化科学 研究科	国際社会専攻, 日本・アジア文化専攻, 人間社会 文化専攻, 法政理論専攻, 経済理論・政策専攻, 組織経営専攻	博士課程 (前期 2 年)	
	社会文化学専攻	博士課程 (後期 3 年)		社会文化学専攻	博士課程 (後期 3 年)	
環境生命自然 科学研究科	環境生命自然科学専攻	博士課程 (前期 2 年)	自然科学研究 科	数理物理科学専攻, 分子科学専攻, 生物科学専攻,	博士課程	
				地球科学専攻, 機械システム工学専攻, 電子情報 システム工学専攻, 応用化学専攻	(前期 2 年)	
				地球惑星物質科学専攻	博士課程	
				数理物理科学専攻, 地球生命物質科学専攻, 学際 基礎科学専攻, 産業創成工学専攻, 応用化学専攻	博士課程	
					(後期 3 年)	
	環境生命自然科学専攻	博士課程 (後期 3 年)				
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期 2 年)	保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期 2 年)	
	保健学専攻	博士課程 (後期 3 年)		保健学専攻	博士課程 (後期 3 年)	
			環境生命科学 研究科	社会基盤環境学専攻, 生命環境学専攻, 資源循環 学専攻, 生物資源科学専攻, 生物生産科学専攻	博士課程 (前期 2 年)	
				環境科学専攻, 農生命科学専攻	博士課程 (後期 3 年)	
医歯薬学総合 研究科	医歯科学専攻	修士課程	医歯薬学総合 研究科	医歯科学専攻	修士課程	
	薬科学専攻	博士課程 (前期 2 年)		薬科学専攻	博士課程 (前期 2 年)	
	医歯薬学専攻	博士課程		生体制御科学専攻, 病態制御科学専	博士課程	

	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
ヘルスシステム統合科学研究所	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期2年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期3年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

2 社会文化科学研究科, 環境生命自然科学研究科, 保健学研究科, 医歯薬学総合研究科(医歯薬学専攻

を除く。) 及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は、前期2年の博士課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の博士課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3~5 (略)

6 第1項から前項までに定めるもののほか、研究科に関し、必要な事項は、別に定める。

第57条～第68条 (略)

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する自然科学研究科博士前期課程の数理物理学専攻、分子科学専攻、生物学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、応用化学専攻、博士課程の地球惑星物質科学専攻、博士後期課程の数理物理学専攻、地球生命物質科学専攻、学際基礎科学専攻、産業創成工学専攻及

	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
ヘルスシステム統合科学研究所	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期2年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期3年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

2 社会文化科学研究科、自然科学研究科(地球惑星物質科学専攻を除く。), 保健学研究科、環境生命科学研究科、医歯薬学総合研究科(生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻及び社会環境生命科学専攻を除く。) 及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は、前期2年の博士課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の博士課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3~5 (略)

6 第1項から第5項までに定めるもののほか、研究科に関し、必要な事項は、別に定める。

第57条～第68条 (略)

び応用化学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する環境生命科学研究科博士前期課程の社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程の環境科学専攻及び農生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する医歯薬学総合研究科博士課程の生態制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 前3項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る
事項については、なお従前の例によるものとする。

別表1 (略)

別表第2 (第67条関係)

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		前期及び後期の課程 の区分を設けない博 士課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育科学専攻	人 7 4	人 3 7	人 —	人 —
	計	7 4	3 7	—	—
社会文化科学	国際社会専攻	2 8	1 4	—	—

別表1 (略)

別表第2 (第67条関係)

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		前期及び後期の課程 の区分を設けない博 士課程 博士後期課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育科学専攻	人 7 4	人 3 7	人 —	人 —
	計	7 4	3 7	—	—
社会文化科学	国際社会専攻	2 8	1 4	—	—

研究科	日本・アジア文化専攻	2 4	1 2	—	—	研究科	日本・アジア文化専攻	2 4	1 2	—	—
	人間社会文化専攻	6 0	3 0	—	—		人間社会文化専攻	6 0	3 0	—	—
	法政理論専攻	3 0	1 5	—	—		法政理論専攻	3 0	1 5	—	—
	経済理論・政策専攻	1 2	6	—	—		経済理論・政策専攻	1 2	6	—	—
	組織経営専攻	2 2	1 1	—	—		組織経営専攻	2 2	1 1	—	—
	社会文化学専攻	—	—	3 6	1 2		社会文化学専攻	—	—	3 6	1 2
	計	1 7 6	8 8	3 6	1 2		計	1 7 6	8 8	3 6	1 2
	—	—	—	—	—	自然科学研究科	数理物理科学専攻	7 6	3 8	1 8	6
	—	—	—	—	—		分子科学専攻	4 8	2 4	—	—
	—	—	—	—	—		生物科学専攻	4 4	2 2	—	—
	—	—	—	—	—		地球科学専攻	3 2	1 6	—	—
	—	—	—	—	—		機械システム工学専攻	1 9 6	9 8	—	—
	—	—	—	—	—		電子情報システム工学専攻	1 8 0	9 0	—	—
	—	—	—	—	—		応用化学専攻	1 0 0	5 0	1 5	5
	—	—	—	—	—		地球惑星物質科学専攻	—	—	2 0	4
	—	—	—	—	—		地球生命物質科学専攻	—	—	3 3	1 1
	—	—	—	—	—		学際基礎科学専攻	—	—	3 0	1 0
	—	—	—	—	—		産業創成工学専攻	—	—	5 4	1 8
	—	—	—	—	—		計	6 7 6	3 3 8	1 7 0	5 4
	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学	1 0 0 2	5 0 1	2 8 8	9 6	保健学研究科	保健学専攻	5 2	2 6	3 0	1 0
	研究科専攻	—	—	—	—		計	5 2	2 6	3 0	1 0
	計	1 0 0 2	5 0 1	2 8 8	9 6		—	—	—	—	—
保健学研究科	保健学専攻	5 2	2 6	3 0	1 0		—	—	—	—	—
	計	5 2	2 6	3 0	1 0		—	—	—	—	—

環境生命科学 研究科	社会基盤環境学専攻 生命環境学専攻 資源循環学専攻 生物資源科学専攻 生物生産科学専攻 環境科学専攻 農生命科学専攻 計	6 0 4 6 8 6 5 0 7 6 — — 3 1 8	3 0 2 3 4 3 2 5 3 8 — — 1 5 9	— — — — — 6 6 6 0 1 2 6	— — — — — 2 2 2 0 4 2
医歯薬学総合 研究科	医歯科学専攻 薬科学専攻 生体制御科学専攻 病態制御科学専攻 機能再生・再建科学 専攻 社会環境生命科学 専攻 計	4 0 7 4 — — — — — 1 1 4	2 0 3 7 — — — — — 5 7	— 2 7 — — 1 0 0 2 4 8 1 1 2 5 2 5 3 9	— 9 — — 2 5 6 2 2 8 1 3 1 3 7
ヘルスシステム 統合科学研 究科	ヘルスシステム統 合科学専攻 計	1 6 0 1 6 0	8 0 8 0	4 8 4 8	1 6 1 6
合計		1, 5 7 0	7 8 5	9 4 9	2 7 1

別表第3・4 (略)

別表第3・4 (略)

岡山大学大学院環境生命自然科学研究科教授会規程（案）

令和5年4月1日
岡大院●●規程第2号

（趣旨）

第1条 この規程は、岡山大学教授会規則（平成16年岡大規則第20号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、大学院環境生命自然科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、次の各号に定める者で組織する。

- 一 大学院環境生命自然科学研究科長（以下「研究科長」という。）
 - 二 大学院環境生命自然科学研究科（以下「研究科」という。）担当の専任の教授（岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第2条第1項第1号に定める常勤職員（以下「常勤職員」という。）である者に限る。）
 - 三 研究科の教育に研究指導教員又は研究指導補助教員として参画する教授（前号に掲げるものを除き、かつ、常勤職員である者に限る。）
 - 四 理学部長、工学部長、農学部長、資源植物科学研究所長、惑星物質研究所長及び異分野基礎科学研究所長
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会において必要と認める場合は、研究科担当の専任の常勤職員である准教授を加えることができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 教育課程の編成及び組織改編に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる。
- 一 研究科長適任候補者の推薦に関する事項
 - 二 中期目標についての意見に関する事項
 - 三 中期計画に関する事項
 - 四 学生の懲戒及び退学、転学、留学、休学、復学、再入学その他学生の在籍に関する事項
 - 五 組織評価、教員活動評価、自己評価その他評価に関する事項
 - 六 その他教育研究に関する事項で、学長が別に定めるもの

3 前2項に規定するもののほか、教授会は、研究科長がつかさどる研究科の教育研究に関する次の事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べる。

一 規程等の改廃に関する事項

二 その他研究科の教育研究に関する重要事項のうち、研究科長が必要と認めるもの（会議の主宰及び議長）

第4条 研究科長は、教授会を主宰し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した副研究科長が、その職務を代理する。

3 構成員の3分の1以上の要求があるときは、研究科長は教授会を招集しなければならない。

（議案の提出）

第5条 教授会への議案の提出は、議長が行う。

（会議の成立等）

第6条 教授会は、構成員である教授の2分の1以上が出席し、かつ、構成員総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

（代議員会）

第7条 教授会に、規則第8条に定める代議員会として、大学院環境生命自然科学研究科代議員会議（以下「代議員会議」という。）を置く。

2 教授会は、第3条に掲げる教授会審議事項のうち、同条第2項第1号及び同条第3項第1号以外の事項については、その審議を専ら代議員会議に委ね、当該代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、代議員会において疑義が生じた事項については、教授会において審議し、議決するものとする。

5 代議員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（関係職員からの意見聴取）

第8条 教授会は、審議事項に関する説明又は意見を聞くため、必要に応じて職員を出席させることができる。

（事務の処理）

第9条 教授会に関する事務は、自然系研究科等総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。